

# 令和4年度岐阜東高等学校同窓会定期総会報告

日時：令和4年5月22日（日）11:00～ 場所：岐阜東高等学校 第一視聴覚教室

会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、母校に対する心温かいご支援を賜りまして誠にありがとうございます。コロナ禍も終息に向かっており、重要案件が多数有るため例年通り定期総会を開催する事になり、江刺会計幹事（13期）の司会により開会しました。

坂井会長（12期）より「令和4年度役員人事」の発表に引き続き、会長挨拶と「令和4年運営基本方針について（資料1）」決意表明がありました。

黒田名誉会長から学校の現状報告として、人口減少の影響が大きく、魅力のある学校作りに尽力して行くとの話を頂きました。

続いて議長選出の下に、以下9つの議題の審議を行いました。

- 1) 第一号議案 令和3年度事業報告及び会計報告（清水副会長）
- 2) 第二号議案 令和4年度事業計画案及び予算案（清水副会長）
- 3) 第三号議案 同窓会会則（資料2）（浅野監査）
- 4) 第四号議案 クラブ活動等奨励規定（資料3）（松岡交流委員長）
- 5) 第五号議案 「ひんがし会館」の運用状況（清水館長）
- 6) 第六号議案 「ひんがし47号」の編集状況（浅野編集長）
- 7) 第七号議案 「同窓会名簿」の修正状況（継続案件）
- 8) 第八号議案 同窓会クラブ運用規則（資料4）（松岡交流委員長）
- 9) 第九号議案 「同窓会クラブ」の主旨説明と現状報告  
ゴルフクラブ（松岡交流委員長）  
スマホクラブ（澤井代表）  
学校史研究会（浅野代表）  
OBOG連絡会（國井代表）
- 10) その他 「同窓会設立70周年記念事業」について（坂井会長）

以上、9つの議題が議論され、承認されました。なお、詳しい資料をご覧になりたい方は、Fax（058-247-9941）または e-mail（gitodosokai@tomita.ac.jp）にて、ご連絡下さい。なお、電話での対応は控えさせて頂いておりますのでご容赦ください。

（書記長：松岡 12期）

## 資料 1

### 令和4年度 岐阜東高等学校同窓会運営基本方針

令和4年5月22日

岐阜東高等学校同窓会役員一同

会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、母校に対する心温かいご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、このコロナ禍で、同窓会事業も暫し滞ることがありました。昨年度は、次の3本柱を基本方針に掲げ運営して参りました。現状としては以下の通りです。

- (1) 「ひんがし会館」の開設について、令和3年4月3日にオープンすることが出来ました。
- (2) 「ひんがし47号」の発行について、「同窓会クラブ」事業の一つとして「ひんがし学校史研究会」が立ち上げ、「ひんがし47号」の特集記事を目指して編集することにしました。
- (3) 「ホームページ」の開設について、岐阜東高等学校のホームページ（卒業生のみなさま→同窓会）で情報発信を積極的に展開してきました。

そして、引き続き今年度の基本方針として、

- (1) 「ひんがし会館」は、会員の皆様がより使い易い場所として整備します。
- (2) 「ひんがし47号」は、取材力を強化し編集作業を進めます。
- (3) 前年度に引き続き「同窓会クラブ」事業を新しく3件行います。
- (4) 岐阜東高等学校のホームページを利用した情報発信を積極的に行います。

以上の4項目を目標に努力してまいりますので、どうぞ今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

追伸、

周年事業として「同窓会設立60周年記念式典・祝賀会」に引き続き「70周年記念事業」が開催できるよう、役員一同準備して行きます。これらの事業を通して岐阜東高校同窓会会員の皆様の親睦を深めてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 資料 2

### 岐阜東高等学校同窓会 会則 -2021年 5月 23日改正-

第1条 本会は岐阜東高等学校同窓会と称し、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会の事務局は岐阜東高等学校内に置く。

第3条 本会は次の事業を行う。

- ・会員名簿の編集及び管理
- ・会員相互の交流活動
- ・母校への支援
- ・その他、役員会が必要と認めた事業

第4条 本会は次の会員を持って組織する。

- ・正会員・・・岐阜東高等学校の卒業生
- ・特別会員・・・岐阜東高等学校の現及び旧専任教職員
- ・賛助会員・・・岐阜東高等学校に在籍したことがあり、本会の趣旨に賛同し助成しようと思う個人で役員会が承認した者

第5条 本会には次の役員、評議員、実行委員等（以下役員会等）を置く。

- ・会長（1名）、副会長（2名）、会計（2名）、幹事長（1名）、書記長（1名）、常任幹事（若干名）、監査（2名）の各役員を置く。
- ・学年幹事による評議員（若干名）を置く。
- ・会員名簿の編集及び管理のため個人情報保護管理委員会を置く。
- ・会員相互の交流活動を目的とした記念事業、会員交流事業、ホームページ等を実施するため各実行委員会を置く。
- ・同窓会館を運営するため館長を置く。
- ・本会には名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役、オブザーバー、クラス役員を置く。

第6条 役員等の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は任務を代行する。

3. 会計は本会の経理事務を行う。
4. 幹事長、書記長及び常任幹事は総会の決議に基づき会務を執行する。
5. 役員は会長の招集により総会に出席する。
6. 監査は本会の会計を監査する。7. クラス役員は会務を評議する。
8. 各実行委員会は総会で決められた特別事業を行う。
9. 同窓会館長は会員の利用に支障をきたさないよう施設の利用方法及び設備の充実を図る。

第7条 役員等の選出は次の通りとする。

1. 会長及び副会長は、役員会において常任幹事の中から選出し総会で決定する。
2. 会計・幹事長・書記長・常任幹事・監査は、役員会において会員の中から選出し、総会で決定する。
3. 学年幹事は卒業時に各クラスから1名を選出する。評議員は役員会において学年幹事の中から選出し、総会で決定する。
4. 名誉会長は学校長、名誉顧問は元学校長及び元教頭、顧問は元会長及び現教頭とし、役員会の推薦により会長が委嘱する。
5. 各実行委員長は、常任幹事の中から役員会で選出し、総会で決定する。
6. 個人情報保護管理員長は会長が兼ねる。特別事業の実行委員長は副会長または幹事長が兼ねる。
7. 相談役は、会長、副会長、幹事長・常任幹事等の経験者の中から役員会で選出し、総会で決定する。
8. オブザーバーは、特別会員の中から役員会で選出し、総会で決定する。
9. クラス役員は各クラスの代表として会長の要請により、役員会に出席することができる。
10. 同窓会館長は副会長が兼ねる。

第8条 役員会、評議委員会、実行委員会、相談役会を置く。

- ・役員会は会長・副会長・会計・幹事長・書記長・常任幹事で構成し、必要な会務を協議し処理する。必要に応じて会長が招集する。
- ・評議員会は、評議員で構成し、第3条の事業について評議する。
- ・実行委員会は実行委員長、常任幹事（若干名）、会員で構成し、総会で決定した特別事業を実施する。特別事業の実施に当たっては、事前に特別委員会を開く。・特別委員会は、会長が役員から4名、相談役から3名を招集して開き、第3条の事業遂行について審議し、その決議案を総会に図る。

第9条 役員等の任期は2年とし再選を妨げない。会長に限っては3期を限度とする。

第10条 定期総会は会員の出席を以って成立し、毎年5月第4日曜日に行う。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11条 1. 本会の経費は正会員の入会金及び事業運営基金、その他の収入を持って充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

3. 特別事業は事業ごとの会費及び特別会計からの補助、並びにその他の収入を持って充てる。

第12条 特別会計の支出を伴う事業を行うときは、総会の議決を経るものとする。

第13条 本会の会員は、住所・姓名の変動があったとき本会事務局に届け出るものとする。

第14条 本会の会則変更は総会の決議を経るものとする。

第15条 この会則は、平成22年4月1日より施行する。

・この会則は、平成25年4月1日より施行する。

・この会則は、平成29年8月3日より施行する。(平成29年度第一回臨時総会)

・この会則は、平成30年5月27日より施行する。

・この会則は、平成31年2月9日より施行する。

・この会則は、令和元年5月26日より施行する。

・この会則は、令和2年6月28日より施行する。

・この会則は、令和3年5月23日より施行する。

#### 附則

1. 入会金は5,000円を限度とする。(平成22年3月卒業生より)

2. 特別会計は、特別事業基金(同窓会館の建設、会報誌「ひんがし」の発行、周年祝賀会及びその他役員会が必要とした事業)、交流促進事業基金及び事業運営基金とし、特別委員会で審議するものとする。

## 資料 3

### 令和4年度 クラブ活動等奨励規定

岐阜東高等学校在校生のクラブ活動あるいは個人的活動において、母校の榮譽を高め、活動の発展に貢献したもの（クラブおよび個人）に対する「クラブ活動等奨励規定」を定める。

#### 1. 奨励対象のクラブおよび個人

- (ア) 岐阜東高等学校の当該年度に活動するクラブ（部活動顧問が定められている体育会系および文化系クラブ）。
- (イ) 同上クラブに所属している個人で優秀な成績を修めたもの。
- (ウ) 富田高校との合同クラブであっても対象とする。
- (エ) 同上クラブに所属しない個人であっても優秀な成績を修めたものも対象とする。
- (オ) 特別な活動、発表、出版等をしたもの\*<sup>1</sup>に、必要に応じて奨励する。

#### 2. 奨励の要件

- (ア) 優秀な成績を上げ、県代表として全国、又はブロックの大会に出場したもの
- (イ) 全国、又はブロックの大会\*<sup>2</sup>で優秀な成績を上げたもの。（全国 3 位以上入賞、ブロック優勝など）

#### 3. 奨励金額

- (ア) クラブ活動は3万円とする(団体戦)。
- (イ) 個人的活動は5千円とする(個人戦)。
- (ウ) 前項 1.5)に該当する場合は1万円を限度とする。または同窓会賞(記念品を含む)の対象とする。
- (エ) 奨励において現金支給の場合は領収証(部活動顧問のサインまた押印)を必要とする。(様式1)

#### 4. 書類の手続き

- (ア) 部活動顧問は、学校長と協議のうえ、同窓会長あてに申請書(様式1)とクラブのメンバー表および成績の写し\*<sup>3</sup>(様式2)を提出する。
- (イ) クラブに所属しない個人にあつては、学級担任が学校長と協議のうえ、4.1)と同様に(様式3)を提出する。
- (ウ) 前項 1.5)に該当する場合は、上記申請書の他、学校長の推薦を必要とする。

(エ) 同窓会長は、申請事案を役員会で確認したのち執行する。(会長及び会計の他、少なくとも 2 名以上の役員の承諾を必要とする)

5. その他

(ア) 野球部については、令和 3 年度までの規定で県大会出場を対象としていたため、令和 5 年度までは継続し、以後は相応する成績としてベスト 8 入りを対象とする。

(イ) 本規定に該当しない事案が生じた場合は、役員会で審議した後、相談役会の了承を経て、臨時総会で決議するものとする。

\* 1 : 学校長の推薦により役員会で決定する。

\* 2 : 大会の規模は高校総体、国民体育大会、その他規模の大きい県大会とする。

\* 3 : 成績表の写しは、当該大会が発行する賞状の他、学園通信の成績表でも可とする。

附則 ・昭和 57 年 12 月 10 日 (ひんがし 18 号、昭和 58 年) 同窓会理事会決定

・令和 4 年 5 月 22 日、同窓会総会で一部改定

## 資料 4

### 令和 4 年度同窓会クラブ運用規則

岐阜東高等学校同窓生相互の交流活動を促進するため、同窓生が結成した同窓会クラブを支援する。

6. 事務局は、ひんがし会館に置く。

7. 支援対象同窓会クラブ。

1) 部活 OB・OG 会連合

在校生時代に所属していた各部活 OB・OG 会を対象に、卒業後の連携や現在在校生との交流活動を行う場合。

2) 同窓会クラブ

同窓会員が趣味等で同意したメンバーで同窓会クラブを主催する場合。

8. 支援資格の要件

1) 同窓会クラブのメンバーは同窓会会員であること。このメンバーの中から 1 名を代表者とする。

2) 同窓会クラブは会員 5 名以上のメンバーで構成する。ただし、代表者は他のクラブの代表者を重複できないが、他のクラブに参加しても良い事とする。同窓会会員以外の者をメンバーに加えても良い。

3) 少なくとも構成メンバーの一人は同窓会の役員を加える。

4) 各メンバーの氏名、卒業期、〒、住所、自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレスなどを記入した用紙（様式 1,2）が提出できること。

5) 同窓会会員外のメンバーは、3. 4) の用紙に必ずしも記載しなくて良い。

9. 支援金

(ア) 同窓会クラブの活動内容が重複しない限り、1 クラブ当り 5 万円を支援する。

(イ) 提出された申請書は、役員会で審議後、適当と認められた同窓会クラブに対し、「ひんがし会館運営事業費」より支援する。

(ウ) 年に 4 件までを限度に支援し、3 年間は継続して活動する。

(エ) 支援金は銀行等振込で行い、代表者は領収書に署名捺印し、交流委員長に提出する。活動が終了したとき又は、年度ごとに銀行等通帳の写しを交流委員長に提出する。



10. 報告の義務

- (ア) 代表者は、年に3回は「ひんがし会館」で会議を実施し、その記事と写真（様式3）を交流委員長に提出する。
- (イ) 代表者は、主な活動内容を記事にし、写真を添付して1ヶ月以内に、報告書（様式4）を交流委員長宛てに提出する。
- (ウ) 代表者は、支障のない範囲で、会報誌「ひんがし」、学園通信、岐阜東高等学校ホームページなどへ記載（様式3, 4）について構成メンバーの承諾を得ておく。
- (エ) 代表者は、同窓会員以外のメンバーに対し、報告書等に個人情報を記載しないことや写真の肖像権を侵害しないこと（ぼかしなど）について説明し、同意を得ておく。
- (オ) 同窓会クラブ責任者または準じる者は、同窓会総会（毎年5月第4日曜開催）において活動報告を行う。

11. 書類の様式

1) 同窓会クラブ支援申請書（様式1）

発足の趣旨を記入し交流委員長宛てに提出する。

2) 同窓会クラブ構成メンバー表（様式2）

構成メンバーを所定の用紙を用いて交流委員長宛てに提出する。同窓会会員以外の記載は必ずしも必要としない。

3) 同窓会クラブの会議（様式3）年3回以上は「ひんがし会館」を使用して会議を行い、その内容を記入し交流委員長宛てに提出する。また、「ひんがし会館」の使用に当たっては、事前に「ひんがし会館館長」に申し出ることとする。「ひんがし会館館長」は、学園事務局長に使用許可を得るとともに、日程調整、鍵の管理、駐車場などの施設利用の便宜を図る。

4) 同窓会クラブ主催行事等の報告書（様式4）

所定の用紙を持って交流委員長宛てに報告書を提出する。年3回以上の「ひんがし会館」利用に注意する。初年度は1回であっても、3年間の間には3回以上の利用を図る。

5) 支出金の管理

同窓会のクラブの責任者は、説明可能な支出に心がけ、領収書を適切に管理する。

附則 本規則は令和3年5月23日から施行する。

令和4年5月22日一部改正。